意見書案第１２号

# 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の制定についての意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成２８年６月２４日提出

提　出　者
向日市議会議員　山　田　千枝子

賛　成　者
向日市議会議員　丹　野　直　次
杉　谷　伸　夫
飛鳥井　佳　子

# 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の制定についての意見書

高齢化のもとで介護の必要性はさらに重要となっている。また、障がい者も増加しており、特に親亡き後の障がい者支援が早急に求められている。

そのようなもとで、介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っているにもかかわらず、現状はその賃金が他の業種と比較して低い水準にある。

介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置を定めることにより、優れた人材を確保し、高齢者並びに障がい者及び障がい児に対する支援の水準の向上に資することになる。よって介護・障害福祉従事者の処遇改善助成金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付し、都道府県知事は介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、当該措置に要する費用に充てるための助成金を支給することとする。

なお、介護・障害福祉事業者の役割、業務の身体的及び精神的負担を踏まえるとともに、業種の種類、介護、障害福祉従事者の職責に応じた処遇の体系、他の業種の平均的な賃金水準等を勘案して定められるものとする。

また介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給の要件、額、申請の方法その他介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

よって介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の制定を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年6月２４日

京都府向日市議会